

特定健診等システム標準仕様書【第0.9版】(案)
に関する意見照会について

令和5年12月26日

1. 地方自治体における情報システム標準化の背景・目的

【背景・目的】

- 地方自治体システムは、これまで各自治体で独自に発展させてきた結果、システムの発注・維持管理や制度改正による改修対応など、各自治体が個別に対応せざるを得ない現状であった。
- 今後はクラウド導入等を通じたシステム標準化・共有化（以下、「標準化等」という）や業務プロセスの見直しにより、職員の業務負担軽減やシステム構築・維持費等の削減を考える必要がある。
- デジタル庁を中心に「デジタル・ガバメント実行計画」（令和元年12月20日閣議決定）、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）が策定され、地方自治体の基幹業務システムの統一・標準化に向けた検討が進められている。
- 令和3年5月に「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」が成立し（令和3年9月施行）、標準化の対象範囲とされる業務は、標準仕様書に準拠したシステムの利用が義務付けられることとなった。医療保険分野においては、国民健康保険や後期高齢者医療等において既に標準仕様書が公開されている。

【標準化による各主体のメリット】

- 地方自治体 限られた人材や専門的な知識・ノウハウを共有することで、システム調達や法令改正対応等の業務及び調整に係るコストが減少し、他の業務に人材を充当できる。また、財政面では、カスタマイズ抑制、システム共同化による割り勘効果を生むことで、導入・維持管理費用を削減する。
- システム事業者 個別のカスタマイズ要望が減ることによりその対応に係る負担が減少し、人口減少下で希少化するシステムエンジニアの人員を他の分野に投入し、創意工夫による競争が可能となる。
- 住民 地方自治体毎に異なる申請様式・手法が統一的に実施されることで、手続の簡素化や合理化が実現する。

2. 特定健診等システム標準化の背景・目的

【背景・目的】

- 特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健診等」という。）における、データ管理や受診券・利用券発行等の業務については、市区町村が独自で調達するシステム、国民健康保険中央会（以下、国保中央会とする。）が開発する特定健診等データ管理システムなど、市区町村の実情に応じた業務システムにより事務処理を行っている。
- 一方、自治体システム標準化は、標準化法第2条において「地方公共団体が利用する情報システム」が対象とされており、市区町村が特定健診等業務に使用するシステムについても標準化の対象になると考えられる。
- しかしながら、特定健診等に係るシステムについては、これまで標準化に向けた検討の対象とされておらず、早期に標準仕様を策定する必要があることから、今般厚生労働省において特定健診等についても標準化検討を進めることとなった。

【方針】

- 高齢者の医療の確保に関する法律において、特定健診等は保険者（国保においては市区町村）が行うことと規定されていることから、本検討については、国民健康保険システム標準化検討の枠組みの中で実施し、国民健康保険システム標準仕様書の一部として策定・公開する。
- 特定健診等は健康増進法で規定されている健（検）診と事務内容に類似点が多いため、健康管理システム標準仕様書の記載内容と平仄をあわせる。
- 「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き」および「標準的な健診・保健指導プログラム」に基づいて国保中央会が開発し、国保連合会より市区町村に導入されている特定健診等データ管理システムの共同処理仕様等をベースとし、その内容に基づき、本意見照会でいただいたご意見も取り入れながら、標準仕様書を作成する。
- 特定健診等データ管理システムのみで事務処理を行っている市区町村もあることから、標準仕様書に準拠したシステムの利用は任意とし、必要に応じて市区町村が調達し、利用するものとする。

3. 特定健診等システム標準仕様書案における前提

○標準仕様書案の作成にあたり以下を前提としている。

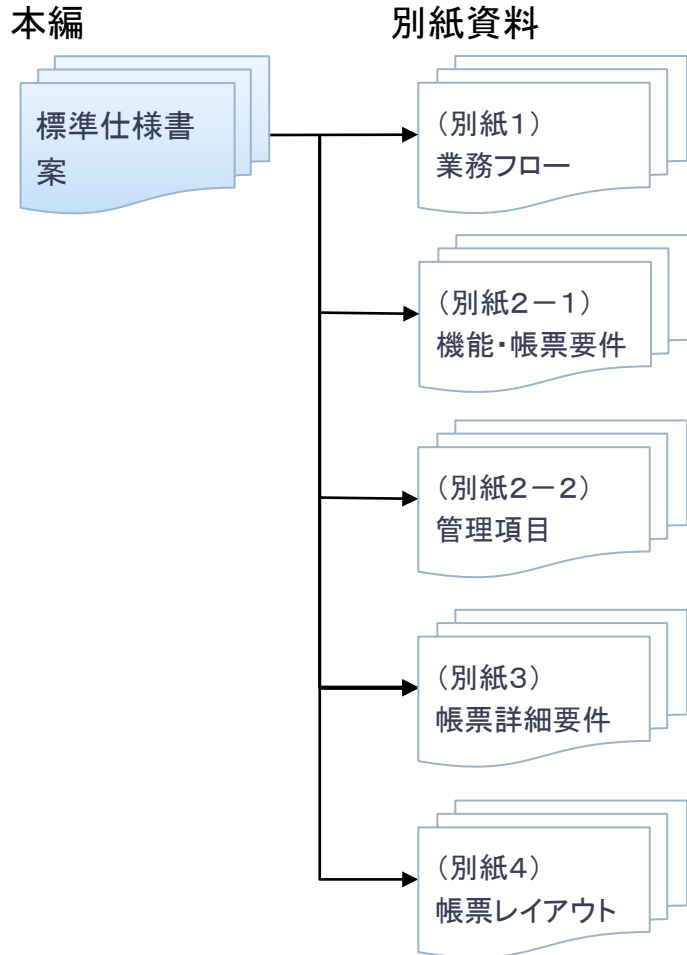
No	観点	標準仕様の記載方針
1	版数・公開時期について	令和6年3月に標準仕様書【第0.9版】を公開する予定としている。なお、標準仕様書【第1.0版】は令和6年8月を目途に公開する予定としている。
2	法令、国が公開する資料等に記載がある要件	要件として詳細に定めることはせず、該当する法令、様式等に準拠することとしている。
3	特定健診等データ管理システムとの連携要件	具体的な連携項目等は記載せず、該当する特定健診等データ管理システムのインターフェース名を記載している。
4	帳票詳細要件、帳票レイアウト	特定健診等データ管理システムで出力される帳票をベースに、記載している。
5	事務運用にて利用頻度が極めて低い要件	内部利用の一覧帳票や独自集計等の機能、実運用上で利用頻度が極めて低い機能や代替手段にて運用が可能な機能については、原則EUC機能の利用することとしている。

4. 特定健診等システム標準仕様書案の構成および確認の観点

○標準仕様書案の構成を以下に示す。

○ご意見の記入にあたっては、以下に示す各資料の位置づけ及び確認の観点を参照いただきたい。

【標準仕様書案の構成】



No	資料名	資料の位置づけ及び確認の観点
1	標準仕様書案	標準化に関する背景や目的のほか、標準仕様書の位置づけや基本的な考え方を整理した資料となっている。 制度面・業務面の観点から過不足なく記載されているか確認いただきたい。
2	(別紙1) 業務フロー	業務運用をイメージするための参考資料として作成している。 標準的な運用モデルとして過不足なく記載されているか確認いただきたい。
3	(別紙2-1) 機能・帳票要件	「〇〇できること」といった要件を定義している。 標準的に必要な機能が過不足なく記載されているか確認いただきたい。
4	(別紙2-2) 管理項目	システムとして管理する項目を定義している。 標準的に必要な管理項目が過不足なく記載されているか確認いただきたい。
5	(別紙3) 帳票詳細要件	帳票レイアウトに対して出力する印字項目を定義している。 標準的に必要な印字項目が過不足なく記載されているか確認いただきたい。
6	(別紙4) 帳票レイアウト	特定健診等データ管理システムの帳票レイアウトをベースに定義している。 標準的に必要なレイアウトが過不足なく記載されているか確認いただきたい。

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

No	論点	概要	対応方針案
1	後期高齢者健診の取り扱い	後期高齢者健診に対する標準仕様の取り扱い	高齢者の医療の確保に関する法律では後期高齢者に対する健康診査も含まれており、国保中央会が開発する特定健診等データ管理システムにおいても 後期高齢者健康診査にかかる受診券作成や、健診結果データの管理が実施できることから、特定健診等システム標準化の対象範囲内とする。また可読性の観点から、国民健康保険標準仕様書の一部とする。
2	特定健診等システムの取り扱い	国民健康保険システム標準仕様書の中での特定健診等システム部分の取り扱い	「特定健康診査」「特定保健指導」「後期高齢者健康診査」をサブユニットとして取り扱う。調達パターンとしては以下を想定する。 ①各サブユニットの単独調達 ②各サブユニットを組み合わせた調達 ③健康管理システムと各サブユニットを組み合わせた調達
3	共通機能の取り扱い	特定健診等システムとしての共通機能の取り扱い	国民健康保険システム標準仕様書の共通機能を採用すると、業務特性の違いから、特定健診等業務として必要な機能が定義されていない、もしくは不要な機能が定義されるといった事象が想定される。そのため、特定健診等システムについては、国民健康保険システム標準仕様書の共通機能は使用せず、特定健診等システムとしての共通機能を定義する。
4	実装区分	実装必須機能、標準オプション機能の切り分け	国保中央会が開発する特定健診等データ管理システムの共同処理機能の仕様等をベースとすることから、特定健診等データ管理システムで実装されている機能を実装必須機能として定義し、それ以外は標準オプション機能として定義する。 その他、他システム連携や標準仕様書間の横並び調整方針など運用上必須と考えられる機能についても実装必須機能として定義する。
5	管理項目	標準仕様書で定義する管理項目(健診・問診・指導)	「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式 第4期」(以下、「標準様式」という)をもとに、管理項目(健診・問診・指導)を定義する。

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

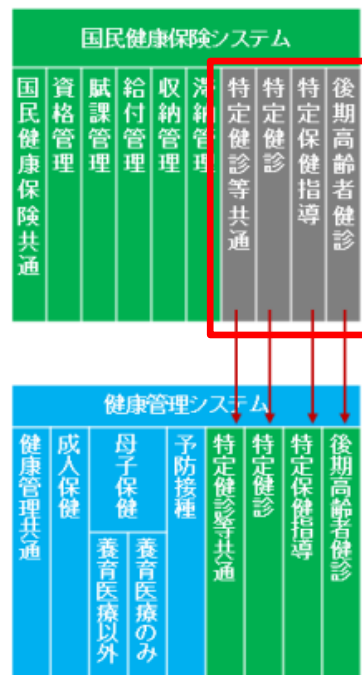
No	論点	概要	対応方針案
6	過去データ	第1期～第3期特定健診・特定保健指導で管理していた項目の取り扱い	本仕様書は第4期特定健診・特定保健指導をベースにしているが、過去5年度分のデータを管理する想定で、第3期で管理していた項目についても標準仕様書で定義する。
7	出力帳票	標準仕様書で定義する帳票、および、自治体独自の帳票レイアウトを設定する機能の定義	特定健診等データ管理システムで実装されている帳票を標準仕様書で定義する。 また「特定健康診査・特定保健指導の円滑な実施に向けた手引き(第4版)」の中で、自治体独自の帳票レイアウトでも可とされている帳票については、パラメータで帳票レイアウト等を設定できる機能を標準オプション機能として定義する。
8	他業務を跨ぐ機能	他業務を跨ぐ機能の定義 例)特定健診とがん検診を一体化した複合受診券など	特定健診等システムは高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて標準仕様書が作成されることから、他業務(当該法律以外に基づく業務)を跨ぐ機能を標準仕様書として定義することは困難である。そのため、標準仕様書では当該機能を定義しない。他業務を跨ぐ機能は独自施策システム(関連システム)として構築されるものとする。 なお「特定健診・特定保健指導の電子的な標準様式」に含まれる健診項目(追加健診項目を含む)については標準仕様書の対象とする。
9	適合基準日	特定健診等システムの適合基準日	「地方公共団体情報システム標準化基本方針」にて、 『令和5年(2023年)4月以降の標準仕様書の改定への対応については、令和7年度(2025年度)までの適合が制度改正等の政策上必要と判断されるものを除き、令和8年度(2026年度)以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。』 とあるため、特定健診等システムにおいても、令和8年度(2026年度)以降のシステム改修時において、標準に適合させることとする。具体的な適合基準日については、ベンダの開発状況や全国自治体の意見をもとに設定することとする。

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

- 論点No.1、No.2について、本編に後期高齢者健診を含む形でサブユニットを定義した。

■仕様書案本編

図 1-5 一部の機能を他業務システムとして調達する場合のイメージ



国民健康保険システムの一部機能を別のシステムとして調達する場合には、当該機能に係る国民健康保険システム標準仕様書を切り出し、別のシステムの標準仕様書と統合して用いることができる必要がある。

また、地方公共団体情報システム標準化基本方針 5.1.1.2「分割調達を可能とする標準準拠システムの機能標準化基準」において、標準仕様書のサブユニットの対応により標準準拠システムについて、一の業務をさらに細分化した単位での分割調達が可能となることが示されている。国民健康保険システムのサブユニットは、特定健診、特定保健指導、後期高齢者健診とし、必要な連携機能は機能・帳票要件に定めている。

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

○ 論点No.3について、本編および共通機能について、特定健診等システムとして個別に作成した。

■仕様書案本編

特定健診等システム標準仕様書
【第0.9版】案

令和6年(2024年)XX月
厚生労働省保険局

■別紙2-1機能・帳票要件 インデックス

機能・帳票要件一覧(ツリー図)

※大項目が数字の事業が標準仕様書の対象範囲、英字は標準仕様書の対象範囲外となる。

大項目	中項目	頁番号
特定健診等	1. 特定健診等共通	XX
	1.1. 他システム連携	
	1.2. マスタ管理機能	
	1.3. データ管理機能	
	1.4. 台帳管理機能	
	1.5. 一覧管理機能	
	1.6. 帳票出力機能	
	1.7. 集計機能	
	2. 【特定健診】対象者管理	… XX
	2.1. 健診対象者抽出機能	
	2.2. 受診券情報管理機能	
	2.3. 対象者一括参照機能	
	2.4. 帳票出力機能	
	3. 【特定健診】健診情報管理	… XX
	3.1. 健診結果管理機能	
	3.2. 健診結果一括参照機能	
	3.3. 帳票出力機能	
	4. 【特定保健指導】対象者管理	… XX
	4.1. 指導対象者抽出機能	
	4.2. 利用券情報管理機能	
	4.3. 指導対象者一括参照機能	
	4.4. 帳票出力機能	
	5. 【特定保健指導】指導情報管理	… XX
	5.1. 指導計画管理機能	
	5.2. 指導計画一括参照機能	
	5.3. 指導結果管理機能	
	5.4. 指導結果一括参照機能	
	5.5. 帳票出力機能	
	6. 【後期高齢者健診】対象者管理	… XX
	6.1. 健診対象者抽出機能	

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

- 論点No.4について、特定健診等データ管理システムで実装されている機能を実装必須機能として定義しそれ以外は標準オプション機能として定義した。ただし、他システム連携や標準仕様書間の横並び調整方針など運用上必須と考えられる機能については実装必須機能として定義した。
また、特定健診等共通機能については、サブユニット毎に実装区分を定義した。

■別紙2-1機能・帳票要件

特定健診等システム				機能IDは仮付番	【実装区分】◎：実装必須機能、○：標準オプション機能、×：実装不可機能					
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分				
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診	
1.【特定健診等共通】										
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990001	住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システム（サブユニット含む）で利用できること ※2 連携頻度はリアル・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。	◎	◎	◎	◎	
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990002	住民基本台帳の異動情報を元に、異動内容を確認できること。	◎	◎	◎	◎	
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990003	文字要件については、「地方公共団体情報システムデータ要件・連携要件標準仕様書」の規定に準ずること。	◎	◎	◎	◎	
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990004	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システムで利用できること ※2 異動内容をEUC機能等により確認できること	◎	◎	◎	×	
1.特定健診等共通	1.1.他システム連携			0990005	国民健康保険システムに、国民健康保険情報を照会する ※1 連携頻度は日次・月次とする	◎	◎	◎	×	

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

- 論点No.5について、標準様式をもとに管理項目(健診・問診・指導)を定義した。エビデンス列に参照した公開資料等を記載している。

■別紙2-2管理項目

健診実施情報 管理項目	エビデンス
市区町村コード	
宛名番号	
履歴番号	
最新フラグ	
実施日	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果データ 「健診実施年月日」
健診結果登録区分	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果データ 「健診結果登録区分」
受診券整理番号	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報) ファイル「受診券整理番号」、特定健診結果等情報作成抽出(その他の健診情報) ファイル「受診券整理番号」、特定健診結果データ 「受診券整理番号」
健診実施機関コード	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果等情報作成抽出(健診結果情報) ファイル「健診実施機関コード」、特定健診結果等情報作成抽出(その他の健診情報) ファイル「健診実施機関コード」、特定健診結果データ 「健診実施機関番号」
健診実施機関名	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書 特定健診結果データ 「健診実施機関名」
実績評価情報 管理項目	エビデンス
身長	
体重	
BMI	
内臓脂肪面積	
腹囲(実測)	
腹囲(自己判定)	
腹囲(自己申告)	
肥満度	
業務歴	
既往歴	
具体的な既往歴	実績評価の実施日付
自覚症状	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
自覚症状(所見)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価実施日付」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「評価の実施日付」
他覚症状	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
他覚症状(所見)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価支援形態又は確認方法」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「支援形態又は確認方法」
その他(家族歴等)	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
視診(口腔内含む)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価実施者」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「評価の実施者」
打聴診	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
触診(関節可動域含む)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価時の腹囲」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「評価時の腹囲」
反復唾液嚥下テスト	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
縮小期間(その他)	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了・特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「評価ができない場合の確認回数」
	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価時の腹囲」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「評価時の腹囲」
	電子的な標準様式(XML用特定保健指導項目情報)
	特定健診等データ管理システムインターフェース仕様書:特定保健指導結果データ(CSV)終了「評価時の体重」、特定健診結果等情報作成抽出(保健指導情報)ファイル「評価時の体重」

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

- 論点No.6について、第3期の項目と、第4期の項目を分けて標準仕様書で定義している。

■別紙2-2管理項目

健診実施情報 管理項目	エビデンス
貧血	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「貧血」
喫煙 第3期	※第3期のコード
喫煙 第4期	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「喫煙」
20歳からの体重変化	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「20歳からの体重変化」
30分以上の運動習慣	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「30分以上の運動習慣」
歩行又は身体活動	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「歩行又は身体活動」
歩行速度	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「歩行速度」
咀嚼	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「咀嚼」
食べ方1(早食い等)	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「食べ方1(早食い等)」
食べ方2(就寝前)	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「食べ方2(就寝前)」
食べ方3(間食)	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「食べ方3(間食)」
朝食	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「食習慣」
飲酒 第3期	※第3期のコード
飲酒 第4期	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「飲酒」
飲酒量 第3期	※第3期のコード
飲酒量 第4期	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「飲酒量」
睡眠	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「睡眠」
生活習慣の改善	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「生活習慣の改善」
保健指導の希望	※第3期の質問項目
特定保健指導の受診歴	電子的な標準様式第4期 (2024年度～2029年度分) XML用特定健診項目情報：質問票「特定保健指導の受診歴」

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

○ 論点No.7について、特定健診等データ管理システムで実装されている帳票を標準仕様書で定義した。

■別紙2-1機能・帳票要件

大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から 改定した項目の 種別)	機能ID	機能要件	実装区分
2.【特定健診】対象者管理	2.4.帳票出力機能			0990109	特定健診受診券が出力できること。 ※1 集合契約の場合に出力する受診券 ■帳票詳細要件01,02,03,04■ 特定健康診査受診券(1)_A4 特定健康診査受診券(2)_A4 特定健康診査受診券(1)_はがき 特定健康診査受診券(2)_はがき	◎

■別紙4帳票レイアウト

特定健康診査受診券

交付

受診券整理番号			
氏名			
性別	生年月日		
有効期限			

健診内容	実施項目	家口の自己負担			保険者負担上限額
		負担額	同時実施負担額	負担率	
基本項目	個別	○			
	集団	○			
貧血	個別	△			
	集団	△			

〇の結果及び、保険者の契約内容を確認し実施します。
 △は、同時実施負担額欄の自己負担額をお支払ください

公印省略	
------	--

)番号、名称に読み替えてください

■別紙3帳票詳細要件

帳票詳細要件 (02)

業務	02.【特定健診】対象者管理	帳票ID	0990004
帳票名称	02. 特定健康診査受診券 (2) A4		

通番	システム印字項目	実装項目			印字編集条件など
		必須	オプション	不可	
1	受診券情報	●			「特定健康診査受診券」を印字 再発行の場合には「特定健康診査受診券(再発行)」とする
2	交付年月日	●			西暦和暦併記 ・1年の場合は元年とする。 (例: 2023/6/20の場合、2023(令和05)年06月20日)
3	整理番号	●			
4	氏名	●			機能ID*****に則した印字とする
5	性別	●			打ち出し形式 (例1) 男 (例2) 女
6	生年月日	●			西暦和暦併記 ・1年の場合は元年とする。 (例: 2023/6/20の場合、2023(令和05)年06月20日)
7	有効期限	●			西暦和暦併記 ・1年の場合は元年とする。 (例: 2023/6/20の場合、2023(令和05)年06月20日)
8	基本項目(個別): 実施項目	●			負担区分(実施なし)は「一」 以外は、「○」とする
9	基本項目(個別): 負担額	●			負担区分(負担なし)、(定額)は負担額+「円」、 負担額はカンマで桁区切りをする。(例: 1,000円)、 以外は、「一」とする
10	基本項目(個別): 同時実施負担額	●			生活機能チェック個別負担区分(負担なし)の場合、同時実施負担額+「円」。負担額はカンマで桁区切りをする。(例: 1,000円) 以外は、「一」とする

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

- 論点No.7について、機能・帳票要件に定められた帳票について、パラメータで帳票レイアウト等を設定できる機能を標準オプション機能として定義した。

■別紙2-1機能・帳票要件

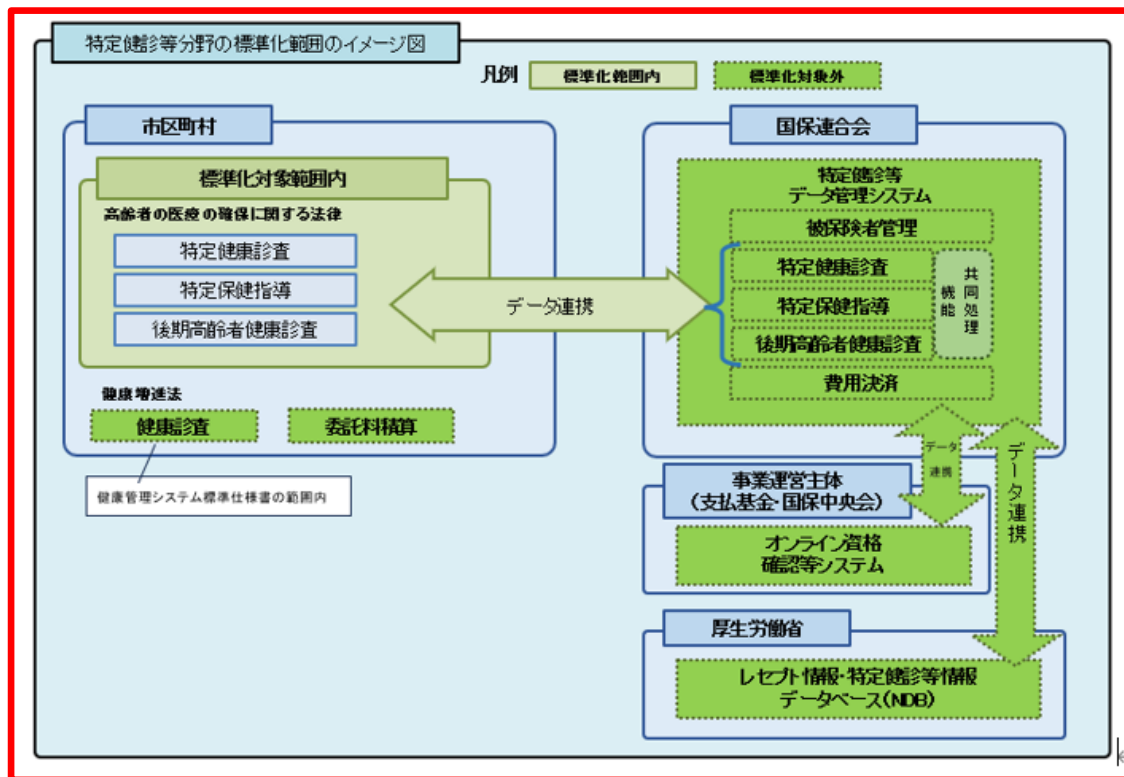
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から改定した項目の種類)	機能ID	機能要件	実装区分			
						特定健診等システム	特定健診	特定保健指導	後期高齢者健診
1.特定健診等共通	1.6.帳票出力機能			0990090	<p>機能・帳票要件に定められた帳票について、任意のレイアウトに変更して出力できること。 なおシステムからは印字用データを出力し、※1～※7をシステム外機能を活用して実装することも可とする。</p> <p>※1 帳票レイアウトはユーザ操作で設定できること ※2 印字する管理項目はユーザ操作で設定できること ※3 印字位置はユーザ操作で設定できること ※4 設定した帳票レイアウトは保存できること ※5 カスタマバーコードが出力できること ※6 宛名番号をバーコードで出力できること ※7 連番を出力できること</p>	○	○	○	○

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

○ 論点No.8について、本仕様書案での標準化範囲を本編に定義した。

■仕様書案本編

図 1-1 特定健診等システムの標準化範囲のイメージ



- ① 費用決済・国への実績報告については、特定健診等データ管理システムにて、現行通りの運用とするため、標準化範囲外に整理している。
- ② 特定健診及び後期高齢者健診については、特定健診・特定保健指導の電子的なデータ標準様式において定められている範囲の追加健診についても標準化範囲となる。

5. 特定健診等システム標準仕様書案における論点・対応方針案

- 論点No.9について、本仕様書案では適合基準日を空白としている。(今後の検討事項)

■別紙2-1機能・帳票要件

特定健診等システム					機能IDは仮付番		
大項目	中項目	小項目	改定種別 (直前の版から 改定した項目の 種別)	機能ID	機能要件	...	適合基準日
1.【特定健診等共通】							
1.特定 健診等 共通	1.1.他 システ ム連携			0990001	住民基本台帳システムに、住民基本台帳情報を照会する。 ※1 データの参照、取り込みは問わず、特定健診等システム (サブユニット含む)で利用できること ※2 連携頻度はリアル・日次・月次とする ※3 支援措置対象者情報も連携できること。	...	